「今後の有害大気汚染物質による健康リスク評価のあり方について」及び「アクリロニト リル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物に係る健康リスク評価について」に対 する意見の募集結果について

意見の提出状況

意見の提出件数 104件

意見の総数

延べ357件

意見の概要及びそれに対する考え方

. 今後の有害大気汚染物質による健康リスク評価のあり方について

意見の概要	意見に対する考え方
2.有害大気汚染物質に関する課題 (p2) 国際機関等が示した数値では評価が 困難であるという理由は何か。	諸外国の複数の機関が異なった数値を示している場合があり、そのため、どの値をもとに評価を行うかの判断が困難となっています。 今回指針となる値を設定することにより、この値を用いて評価を行うことが可能となります。
土壌の浄化作業を行う場合は、影響の範囲や期間が限定的と考えられるので、大気モニタリングの評価とは異なる基準で管理すべきではないか。	土壌の浄化作業に要する期間は、汚染範囲等によって様々ですが、数か月要することも少なくないと承知しています。 したがって、当面は、作業期間中の周辺環境の平均的な濃度レベルが、長期曝露に対応した指標を超えないようにすることが適切と考えます。
大気中濃度が改善傾向にある水銀及びその化合物、ニッケル化合物について指針値を性急に設定する必要はないのではないか。	大気汚染物質による健康リスクを評価する 上では環境目標値が不可欠であり、このため 平成8年及び平成12年の中央環境審議会答申 において、環境目標値の設定が求められてい ます。

3. 有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方 - 指針値の設定 -

(2)指針値の設定(p3)

今回指針値の対象となった物質は、 科学的信頼性でいう 、 a、 bの いずれに分類されたものかを明確にす べき。 当委員会では科学的信頼レベルが 又は に該当するデータが得られる物質について指 針値の設定を検討しましたが、そのいずれに 該当するかについての議論をする場ではあり ません。

御指摘の点については、環境政策上、環境 基準を設定することが必要とされた場合、環 境基準専門委員会において、疫学研究等の信 頼性を含めて改めて検証することとなりま す。

3. 有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方 - 指針値の設定 -

(4)指針値の性格(p4)

指針値は排出抑制努力の目標である としているにもかかわらず、指針値を 下回っても排出抑制努力を求めるとい うのは矛盾である。 これらの物質については、大気汚染防止法 第18条の21に基づき、事業者は排出又は飛散 を抑制するために必要な措置を講ずるように しなければならないとされています。

有害大気汚染物質には閾値がない物質も含まれることや指針値が有害性に係るデータの制約のもとに定められた値であることにかんがみ、御指摘の記述はより望ましいあり方として示したものです。

4.指針値の機能等

(1)指針値の機能(p4)

指針値の性格及び機能について、環 境基準との違いが明確ではない。

指針値の運用が自治体によって異なることがないよう、国として、指針値の性格を広く国民に解りやすく説明すべき。

今回定める指針値は、環境目標値の一つではあるものの、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

一方、環境基準は、環境基本法に基づき設定される「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基

準」であり、政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならないこととされています。

環境対策上、環境基準を設定することが必要とされた場合、環境基準専門委員会において、改めて検証されることとなります。

指針値の意味、性格については、今回の報告において既に記載されているところですが、今後、環境省において、通知等により分かりやすく説明していただきたいと考えております。

指針値の性格や機能を具体的に検討 された後に指針値を設定すべきであ る。 本専門委員会は、指針値の基本的な性格や 期待される機能について議論を行った上で、 純粋に科学的観点から、有害大気汚染物質に よる健康リスクの評価に関する専門の事項を 調査する委員会として指針値を検討しまし た。

4.指針値の機能等

(2) 具体的対策の検討(p5)

「具体的対策」については、

- ・産業活動における検討物質の使用実 態
- ・検討物質の有用性および代替物質の 有無
- ・排出抑制対策の技術的難易度及びコスト

を十分把握した上で、慎重に検討して いただきたい。 具体的対策の検討については、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する排出抑制専門委員会において検討することとしています。

「環境基準」の決定に当たっては、産業界の意見も聞いて欲しい。

環境基準は人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として科学的知見に 基づき定めるものです。

この基準の設定が適切に行われるよう、国内外の文献を集めるとともに、専門的知見を 有する各方面の知見を集め、十分に検討する ことが必要と考えています。 今後環境基準や排出基準を定めると きには、安易に指針値を流用すること なく、更なる科学的なデータの蓄積や 十分な議論に基づいて定められるよう に、再度検討を実施して欲しい。

環境基準は環境大臣において告示すること となりますが、事前に環境基準専門委員会に おいて環境基準に関する専門の事項を調査す ることになります。

排出基準については、有害大気汚染物質の 排出の抑制に関する専門の事項を調査する排 出抑制専門委員会において検討することにな ります。

別紙において、「1 有害性評価」に記載されている事項のうち、「2 曝露評価」に記載すべき事項や、「3総合評価」に記載すべき事項があるのではないか。

いずれも有害性に関する記述として「1有 害性評価」に記載しました。

また、別紙の有害性評価において、「その評価が既に定まっている」とあるが、いかなる評価であるか、具体的に示すべき。

この部分は、一般論としての指針値算出の 具体的手順を記載したものであり、指針値の 設定にあたってここに記載した事項が該当す る場合には、具体的に活用することとなりま す。

具体的な数値目標の導入の前に、大 気環境のモニタリングを実施すべき。 大気環境のモニタリングは既に全国的に行われています。

. アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物に係る健康リスク評価について

1.アクリロニトリル

意見の概要	意見に対する考え方
不確実係数500は大きすぎると考える。250から100で良いと考える。	従来の環境基準専門委員会の作業を参考とし、発がん性の未然防止等の観点を踏まえ、 総合的な係数として500を採用しました。

2.塩化ビニルモノマー

意見の概要	意見に対する考え方

今回の専門委員会報告の結論は妥当 と考える。

3 . 水銀

意見の概要	意見に対する考え方
不確実係数500の設定根拠を明確 にすべきである。	不確実係数500の設定根拠については、 第2回専門委員会において議論したところで あり、報告書に記載したところです。
指針値がWHOのガイドラインで定めている1μg/m3に対し厳しい値になっているため、諸外国のレベルにあわせて指針値を見直して欲しい。	なお、国際機関による最も新しい評価としてはUNEP Global Mercury Assessmentがあり、ここでは、0.05 µ g/m3(年平均値)という値が、European Position Paperのlimit valueとして示されています。また、近年、水銀蒸気については、新生仔期の動物の感受性が高いことが注目されています。
別添3p14 4.総合評価中、 「低濃度長期曝露による健康影響」 とあるが、長期的曝露による有害性を 未然に防止することが観点であり、濃 度の高低は関係ないのではないか。	御指摘を踏まえ、修文します。

4. ニッケル化合物

意見の概要

意見に対する考え方

ニッケル化合物に金属態のニッケル を含むのか含まないのか。 有害性評価の結果を踏まえて指針値として 提案した「ニッケル化合物」という用語には、 単体の金属ニッケルは含みません。

ニッケル化合物は多くあり、その毒性もさまざまなのに、すべてをニッケル化合物としてくくるのはおかしい。

ニッケル化合物の発生源の大部分が、重油・燃料油・ごみの燃焼系によると、しているのに、精錬所におけるユニットリスク値を採用するのはおかしいのではないか。

珪酸系ニッケル鉱を用いている精錬 所や合金製造及びめっき工程等の作業 者の曝露では、発がんリスクが上昇す るというデータはないことから、硫化 物精錬所の混合曝露によるデータを用 いて指針値を決めるのは科学的ではな い。

指針値の導出根拠となっているものは、ニッケルサブサルファイドの他、銅、砒素、及び硫酸ミストによる特殊な環境下でのデータであることがはっきりしており、一般環境のニッケルの形態と同一ではない。

3つのニッケル精練所で働く労働者を対象とした研究よりWHOが求めたユニットリスクをベースとしているが、これらのニッケルの曝露データは全て推定値に基づくものであり、科学的に検証されているものではない。

WHO、IARC等の国際機関においても、ニッケル化合物(金属を含まない)について、ヒトに対する発がん性を認め、IARC(1989)は最終的な安全性の観点において、全てのニッケル化合物をひとつのグループとして扱い、もっとも重篤な影響が出た化学形態の場合の結果に従って評価すべきとしています。

なお、ニッケル及びその化合物については、 化学形態によって毒性が異なり、科学的知見 について更なる充実を要する状況にありま す。

『NIOSHもニッケル精錬作業者 の疫学データと動物実験データから 「反証がない以上、金属ニッケルと全 ての無機ニッケル化合物は浮遊性の時 は発がん性があると考えるべきであ る。」としている。』とあるが、そのよ うに記述したのは1977年と聞いてお り、当時から現在まで行われてきた疫 学研究、動物実験等のデータを考慮す ればこの表現にこだわるのは意味がな いと言える。 人為起源の排出源と排出量を表11で 報告書でも述べているとおり、現状では排 示しているが、1979年に公表されたも ガス処理対策が進み、全体としてニッケルの のであり、その後の排ガス処理対策に 大気への排出量は減少しているものと考えら よる排出量や構成の変化の可能性は十 れますが、ニッケルについては、自然起因、 分に考えられる。代表性がないデータ 人為起因をあわせ、様々な源からニッケルが であればあえて掲載する必要はないの 放出されていることから、その一例として掲 ではないか。 載しているものです。 「3.曝露評価」における表10、11は、 原典であると思われるEHCにおいて 御指摘を踏まえ、修文します。 Globalとされており、表題について正 確に記載するべきであるとともに、文 章中においても全世界対象の推定であ り、日本における同様の推定はされて いないことを明確にすべき。 別添 4 p22 表 1 2 , 1 3 の表題、図 御指摘を踏まえ、修文します。 1の表題及び横軸項目名 「ニッケル」は「ニッケル化合物」 とすべきである。 「PRTR法で1kg以上のニッケ 御指摘を踏まえ、修文します。 ル」は「ニッケル化合物」に、「年平 均濃度で393」は「年平均濃度の最大 値は393」に、「1998年度には38」は「そ の測定局で1998年度は38」に、それぞ れ修正していただきたい。

別添 4 p23 3 (4) ニッケルの曝露 評価

我が国の自然起因や人為起源の排出 量を推計すべきである。

また、曝露の評価については更に燃 焼による排出等についての説明を加え るべきである。

我が国におけるニッケル化合物の排出に関する現状を調査したデータの紹介がなく、我が国独自の評価もなされていません。また、欧米のデータを引用するに際してはその違いをもとにした検討が必要と考える。

本報告における曝露評価に当たっては、「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について(案)」の別紙「指針値算出の具体的手順」に従い、行ったものです。

曝露評価は大気中のニッケル元素について行っており、今回指針値のニッケル化合物ではない。

曝露評価はニッケル化合物も含めたニッケ ル全体でおこなっています。

大気モニタリングの平均濃度が低く、指針値を外挿することに問題なしとしているが、平成13年度の平均値のみで判断することは不適切ではないか。

御指摘の部分は平成11年から平成13年までの平均濃度及び最大濃度を引用したものでほぼ横這いであることから、この引用は不適切ではないと考えます。

総合評価として、将来の見直しを行 うべきと記述されているが、そうであ れば指針値を決定する以前に、知見の 集積を行うべきである。 この記載は、入念的に記載したものです。 なお、環境基準についても環境基本法第16条 第3項において、「常に適切な科学的判断が 加えられ、必要な改定がなされなければなら ない」とされています。

この値が規制値に発展した場合、毒性の無い化合物を排出している事業所まで規制値遵守のため、不必要な設備投資・処理等の費用が発生する事になる。

具体的対策の検討については、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する排出抑制専門委員会において検討することとしています。

指針値を決めても対策をすることの できない企業が多い。 十分に指針値導出の考え方が地方自 治体レベルで理解されない場合には、 発がんリスクの上昇の報告のない合金 製造、メッキ工業等についてきびしい 対応を迫られる懸念がある。 具体的対策の検討については、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する排出抑制専門委員会において検討することとしています。

ニッケルサブサルファイド及び硫酸 ニッケルに関しては、既に関係業界で 自主的に管理基準を設定して管理が実 施されており、大きな効果を上げてい る。 大気汚染物質による健康リスクを評価する 上では環境目標値が不可欠であり、このため 平成8年及び平成12年の中央環境審議会答申 において、環境目標値の設定が求められてい ます。

現状では大気中より、特定のニッケル化合物をサンプリングして化学物質を同定することは困難であり、まずこれを可能とする技術開発を急ぐことが必要である。

今回の報告は全てのニッケル化合物についてのリスク評価を行ったものですが、今後、 化学形態別の情報収集に努めて参ります。